

令和5年1月16日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

小林電建株式会社

期間: 令和5年1月16日から令和5年3月15日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

小林電建株式会社の元取締役が、贈賄の罪に問われ、その刑が確定していることは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 やまこし 山腰 ゆうじ 祐司 (内線 2511)

建設専門官 はまぐち 濱口 さとし 哲至 (内線 2512)

令和5年1月16日
近畿地方整備局

小林電建株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

小林電建株式会社の元取締役は、海南市発注の電気工事業務で有利な取り計らいを受けられるよう市の職員に現金を渡したとして、贈賄の罪に問われ、その刑が確定している。

2. 指名停止措置理由

小林電建株式会社の元取締役が、贈賄の罪に問われ、その刑が確定していることは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)に該当するため。従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：小林電建株式会社

和歌山県和歌山市出口中ノ丁18

代表取締役 小林 逸平

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年1月16日から令和5年3月15日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人